

第5章

計画の推進

1 . 庁内推進体制の確立

健康づくりのための取り組みは、保健、福祉、医療、教育、文化、産業、まちづくりなど広範囲にわたっています。そのため、関係各課と各課題の共有化と相互の連絡調整を図りながら、総合的・計画的に推進していく必要があります。

健康づくりに関わる関係団体等と連携の取れた効果的な取り組みを行うため、全庁的な推進体制を確立し、町民が主体的に取り組む健康づくりを様々な形で支援していきます。

2 . 町民との協働による計画の推進

健康づくりの主役は、一人ひとりの町民であり、計画に掲げた理念を具現化するためには、町民、各種活動団体、企業、事業所などを含む地域社会全体が、計画策定の趣旨を理解し、健康で心豊かに生活できる社会の実現に向けて、それぞれ分野で様々な取り組みを実践していくことが不可欠です。

そのため、町民の健康づくりを推進するために設置されている「健康づくり推進協議会」を推進母体とし、保健医療関係団体はもとより様々な関係者と連携を図りながら、町民の健康づくりを支援します。また、必要に応じて取り組み状況を評価し、以後の計画の推進や見直しに役立てていきます。



